

2018年8月13日

各 位

会 社 名 朝日インテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 昌彦
(東証第二部・名証第二部 コード番号：7747)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 伊藤 瑞穂
(TEL. 052-768-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年8月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年9月27日開催予定の第42回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 事業の連携強化と業務の効率化を図るため、愛知県瀬戸市に本店を移転することとし、これに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地につき所要の変更を行うものであります。
なお、本変更につきましては、2019年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとしてその旨の附則を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後に当該附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	2018年9月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年9月27日(予定)

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則～第7章 計算</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療器具の製造、販売及び輸出入並びに技術指導に関する業務の受託</p> <p>2. ～10. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>名古屋市守山区</u>に置く。</p> <p>第4条～第44条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第40回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則～第7章 計算</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療器具の製造、<u>開発</u>、販売及び輸出入並びに技術指導に関する業務の受託</p> <p>2. ～10. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>愛知県瀬戸市</u>に置く。</p> <p>第4条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条 第40回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p> <p><u>(本店所在地に係る規定の変更の効力発生日)</u></p> <p>第2条 <u>第3条の変更は2019年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

以上